

定年退職予定自衛官の服務指導について（通達）

昭和 47 年 9 月 20 日
陸幕 1 第 478 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 22 年 3 月 23 日陸幕人計第 185 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 25）

定年退職予定自衛官の服務指導について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、陸幕 1 第 907 号（42. 11. 13）（例規 25）は廃止する。

記

- 1 部隊等の長は、所属自衛官のうち、定年退職又は勸奨退職を 3 箇月以内に迎える幹部・准陸尉・陸曹（以下「退職予定者」という。）に対し、就職の準備（「就職予定事業所等の見学、当該事業所等内における座学教育の受講及び就職に関する打合せ」をいう。）を考慮し、それに特に支障のないような業務を担当させるよう配慮するものとする。
- 2 部隊等の長は、就職の準備を許可するに際し、別紙「就職の準備を行う場合の注意事項」を交付するとともに、就職準備の間、週を単位として文書報告を求める等、所要の指導監督を行うものとする。
- 3 部隊等の長は、退職予定者に就職の準備を許可する場合には、年次休暇の範囲内で行うものとする。

就職の準備を行う場合の注意事項

- 1 就職の準備を行う者は、自衛官としての身分を保有し、職務に専念する義務（自衛隊法第60条）を有することを常に銘記し、よく法令を遵守していやしくも自衛隊の威信を失墜することのないよう適正に行動しなければならない。
- 2 就職の準備において認められる行動は、就職予定事業所等の見学、当該事業所等内における座学教育の受講及び就職に関する条件・時期等の打合せであり、その範囲から逸脱しないよう注意を要する。
- 3 就職の準備は、業務に支障を及ぼすことなく、自己の保有する年次休暇の範囲内で行うものとする。
- 4 就職の準備中においては、第三者に雇用関係が成立しているかのような疑念をいだかせないように、次の事項については、行わないものとする。
 - (1) 就職予定事業所等から事前に辞令を受けること。
 - (2) 事業所等を代表してあるいは事業所等の責任ある地位についている者の代理として又は事業所等の構成員として、会議等に参加し又は営業活動をすること。
 - (3) 専用の個室・机・車両等の貸与を受けること。
 - (4) 社名・職名・地位等を記載した名刺を作成使用しあるいはバッジを着用すること。
 - (5) 事業所等の発行するパンフレット等に氏名を登載し配布すること。
 - (6) 報酬を受けること。
(通常社会一般において事業所等が負担する旅費、車代等を受領することは差し支えないが、この場合でも報酬を受けている印象を与えないよう注意すること。)
 - (7) 労使交渉の場に参加すること。